

空き家所有者の方へ

売却・賃貸のご案内

利用されるご予定のない空き家をお持ちの方で、売却・賃貸をお考えの方は、この機会に「亀山市空き家情報バンク」や「不動産仲介業者」へ登録して、売却・賃貸しませんか？

自分の代で売却処分したい！

家賃収入にしたい！

売りたい人・貸したい人



※市では、空き家物件の情報提供を行いますが、斡旋・交渉・契約などは行っていません。

一軒家に住みたい♪

買いたい人・借りたい人



空き家の管理について

空き家は個人の資産であり、所有者または管理者には、適切に管理する責務があります。空き家を十分な管理をせず放置した結果、倒壊などにより他人に損害を与えてしまった場合、その所有者は、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。空き家を定期的に点検し、敷地内の清掃、除草や伐採、建物の状態によっては修繕や撤去を行うなど、適切な管理を行ってください。



木造住宅所有者の方へ

「耐震性の向上」や「老朽化空き家の倒壊予防」のため、無料耐震診断の結果、**耐震基準を**満たしていない**木造住宅**の耐震補強工事・除却工事の補助事業を行っています。



木造住宅の無料耐震診断

対象

昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅(3階建て以下)
※その他にも条件があります。

無料

除却工事補助金

最大30万円補助

耐震補強工事 + リフォーム工事補助金

対象

【耐震補強工事】
耐震基準を満たすための主要構造部分の補強工事(壁、柱など)

最大100万円補助

対象

【リフォーム工事】
耐震補強工事以外の改修工事(風呂、トイレなど)

最大40万円補助

※補助金は工事前に市へ申請が必要です。その他にも条件がありますのでお問い合わせください。

お問い合わせ先

亀山市建設部 建築住宅課 住まい推進グループ
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 E-mail:sumai@city.kameyama.mie.jp

TEL:0595-84-5038
FAX:0595-82-9669